

**青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律および同法施行令の一部改正に伴い、  
所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 4 9 号）の  
一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「償還免除、一時償還、違約金および償還金の支払猶  
予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金」  
に、「法第 1 3 条第 1 項、令第 8 条から第 1 1 条」を「法第 1 3 条、第 1 4  
条第 1 項および第 1 6 条ならびに令第 8 条、第 9 条および第 1 2 条」に改  
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 2 改正の内容

(1) 引用している法および令の条番号を次のとおり改める。(第15条関係)

項 目	改正後	現 行
償還金の支払猶予	法第13条 令第12条	令第10条
償還免除	法第14条第1項	法第13条第1項 令第11条
報告等【新設】	法第16条	—

(2) その他所要の規定の整備

## 3 施行期日

公布の日

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第49号）

改正後	現行	備考
<p>(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金</u>については、<u>法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条</u>までの規定のほか市長が定めるところによるものとする。</p>	<p>(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金および償還金の支払猶予</u>については、<u>法第13条第1項、令第8条から第11条</u>までの規定のほか市長が定めるところによるものとする。</p>	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		